

戦後の民俗舞踊教育研究に関する一考察

—1947年から1960年までの学習指導要領に着目して—

* 沼 倉 学

A Study on Folk Dance Educational Research of postwar
—Focusing on “the course of study” from 1947 to 1960—

NUMAKURA Manabu

要 旨

本学名誉教授の中森孜郎は、日本の民俗舞踊教育を牽引した研究者であり、その組織的研究のはじまりは1968年に開催された「第一回民族舞踊を学ぶ会」であった。その背景を明らかにするため、本稿では、戦後から1960年までに発行・告示された学習指導要領におけるフォークダンスと日本の踊りの取扱いについて考察した。結果、4回の改訂が行われる度に、少しずつ日本の踊りの取扱いは拡大したり、目標の明確化がされたりしていったが、表現・ダンス全体の内容としては「表現」や「舞踊創作」の取扱が大きく、フォークダンス、特に日本の踊りの取扱いはかなり小さいものであった。

Key words : 民俗舞踊、学習指導要領、表現、フォークダンス、日本の踊り

1 はじめに

本学名誉教授の中森孜郎は、日本の民俗舞踊教育¹研究を牽引した研究者であり実践家でもあった。その成果は本学の財産として今なお受け継がれ、中森が開設した本学の「日本の芸能」の講義では、これまで多くの学生が受講し、日本の舞踊文化に触れ、自分のか

らだと向き合いながら身体表現の楽しさや意味を学び、この講義をきっかけに民俗舞踊の教育実践に取り組んだ卒業生も少なくなかった。

民俗舞踊教育について、全国の研究者や教員による組織的研究が始まったのは、1968年8月、全国保健体育研究協議会の主催で開催された「第一回民族舞踊を学ぶ会（以下『民舞を学ぶ会』）」からと考えてよ

* 宮城教育大学保健体育講座

1 中森らは、この教育実践が始まった当初、「民俗」ではなく「民族舞踊教育」を標榜していた。それは、「全国の各地域に伝えられてきた土着の民俗舞踊を、広く国民の共有しうる民族的文化へと発展させたいという願いによるもの」（中森、1990）で、その基底には「国民こそが文化創造の主体である」（中森、1990）という考え方があった。また、当時は教材としての日本の民俗舞踊を「民族歌舞団わらび座」が舞台芸能化した演目に頼っていたこともあり、わらび座が「民族歌舞団」と標榜していたこととも関わっていると思われる。そして、民族舞踊を省略して「民舞」と呼称されるようになった。

1980年代頃、民族舞踊教育実践やそこで踊られる民族舞踊教材が全国に広まるにつれて、教材が一人歩きし、指導書やビデオの普及もあって、地域に伝えられている踊りから逸脱した民舞実践や民舞教材が見られるようになった。進藤は「『手具体操風民俗舞踊』『エアロビクス風民俗舞踊』といった『似て非なる』民俗舞踊が出現する」と警鐘を鳴らした（進藤、1994）。その様な批判もあり、民舞教育に力を入れている教師達は、踊りが伝承されている地域に出かけ、地元保存会などの人たちと交流をしながら直接踊りを習うような関係を築ようになっていった（園田、2015）。そのよう転換の中で民舞は「民族舞踊」と捉えるのではなく、土着の「民俗舞踊」と捉えるべきだという意識が高まっていき、「民俗舞踊教育」という言葉が使われるようになった。

したがって、本稿では、中森らの「民族舞踊教育」の理念を引き継ぎながら転換・発展しているという立場をとり、基本的に「民俗舞踊教育」という呼称を用いるが、時代の中での教育実践上の呼称を用いるときは「民族舞踊」と表記する。

いであろう。この大会には全国から保育士や教師、研究者が39名集まり、ダンスの専門家も参加していた。主催者の一人であった中森も「この集会の発足は(中略)わが国の舞踊教育の歴史において画期的な意味をもつものであったといえよう」(中森、1990)とふり返っている。中森は、「明治以来の近代的学校教育においては、民衆がつくりだしてきた文化は教育内容から排除され、女学校を中心とする舞踊教育は外来のダンス一辺倒であった。戦後においても、当初は舞踊教育は、フォークダンスと創作ダンスの二領域とされ、日本の舞踊はフォークダンスの片隅に、『郷土の舞踊』として申し訳程度に記述されたにすぎなかった」(中森、1990)、という反省から民俗舞踊教育研究が始まったと説明している。

明治期、欧米の進んだ文化を摂取し近代化を目指す学校制度の中で、舞踊は「遊戯」という名称で学校教育に取り入れられた。西欧のダンスの基本的技術や各種の舞踊が紹介され、外来文化の韻律と集団活動を備えた「行進遊戯」と、外来文化の「韻律性」と伝統文化の「意味性」を並立させて教材化された「歌唱遊戯」の2つが当時の教材内容の柱であった(松本、1992)。大正時代になると、よりダンスの表現性に教育意義を唱える主張が登場し、体操とは一線を画した「ダンス」として指導される時期もあったが、戦時中は再び身体教練として「遊戯」となった(松本・安村、1983)。戦後、民主国家として新しく出発するにあたっての教育指針の転換に伴い、戦後最初の学習指導要領となる「学校体育指導要綱」には「ダンス」という名称が掲げられ、「教材を教える」から「自己表現」をめざす内容へと質的にも大きく転換された(松本、1992)。その後、1953年の学習指導要領では小学校では「リズム運動」中学・高校では「ダンス」という名称となり、内容は

「表現」と「フォークダンス」の2本立てとなった。その形式は1958年の学習指導要領にも引き継がれ、第1回民舞を学ぶ集いが開催されたのはこの要領の時代である。

松本・香山は、戦前の舞踊教育における教育内容について、当時の学習指導要領に示された具体的教材について分類整理を行ったが(松本・香山1983)、その中に日本の民俗舞踊教材は見られない。これについては前述した中森の指摘の通りと言える。戦後の舞踊教材について、松本の研究では、表現については同様の整理分類が行われたが(松本、1981)、フォークダンスについての研究は行われていない。

そこで、本稿では、戦後から第1回民舞を学ぶ集いが開催された1968年までに発行・告示された学習指導要領における「フォークダンス」、特に「日本の踊り」についての取扱いについて考察し、中森らの民俗舞踊教育研究が組織化していく時代背景の一側面について明らかにすることを目的とする。

尚、表現・ダンスに関わる内容や領域は、学習指導要領の変遷に合わせて、「ダンス」「表現」「リズム運動」「表現運動」など名称が変わり、校種によっても名称が異なる。それらを総合する名称として本稿では「表現・ダンス」と表記する。また、日本の踊りについても「わが国の民踊」「郷土の民踊」「日本の民踊」などの名称が使われていることから、それらを総称する名称として「日本の踊り」と表記する。

2 研究方法

1947年から1960年までに発行・告示された学習指導要領内の表現・ダンス領域に関わる記述について分類整理し、考察する。対象とした学習指導要領は表1の

表1 戦後～1968年までに発行・告示された学習指導要領

発行年	題名	校種	区分(略称)
1947(昭和22)	学校体育指導要綱	小・中・高	47要綱
1949(昭和24)	学習指導要領小学校体育編(試案)	小	49要領(小)
1951(昭和26)	中学校高等学校学習指導要領保健体育編(試案)	中・高	51要領(中高)
1953(昭和28)	小学校学習指導要領体育編(試案)	小	53要領(小)
1956(昭和31)	高等学校学習指導要領保健体育編 改訂版	高	56要領(高)
1958(昭和33)	小学校学習指導要領	小	58要領(小)
1958(昭和33)	中学校学習指導要領	中	58要領(中)
1960(昭和35)	高等学校学習指導要領	高	60要領(高)

通りで、これらを受けて発行された文部省関係の「解説」や「指導書」も適宜参照する。民舞を学ぶ集いが開催された1968年にも学習指導要領が告示されるが、組織的研究の背景にはこの要領は影響を与えておらず対象から除いた。

学習指導要領は小中高の校種毎に発行年がずれているが、その指導要領における考え方は発行時期が同じであれば一貫しているため、表1右欄の区分ごとに分類整理する。以下、対象とする学習指導要領を示すときは、表1右欄の略称を用いる。

まず、各要綱・要領における表現・ダンスの位置づけについて、次に、フォークダンスと日本の踊りの取り扱いについて分類整理し、戦後の日本の民俗舞踊教育における日本の踊りの変遷について考察する。

2 学習指導要領における表現・ダンスの位置づけ

戦前は「遊戯」という名称で位置づけられてきた表現・ダンスについては、戦後も名称を変化させながら継続して位置づけられてきた。その名称はその学習指導要領がねらう体育の目標や、それに伴って表現・ダンスに期待される教育的意義を反映する形で変遷してきた。

2-1 47要綱

戦後日本の学校教育・体育は、ファシズムと戦争に奉仕した過去と決別し、平和的・民主的な文化国家の建設を目指して再出発した(久保, 2010)。新しい教

育の理念は1947年に制定された「教育基本法」に示され、同年、その理念を反映した47要綱が公布された。47要綱は小学校、中学校、高校、大学の区別はなく共通のものとして示され、体育は「運動と衛生の実践を通して人間性の発展を企図する教育」であり、その目的は「健全で有能な身体を育成し、人生における身体活動の価値を認識させ、社会生活における各自の責任を自覚させること」と規定され、ここから導き出される主たる目標として「身体の健全な発達」(8項目)、「精神の健全な発達」(8項目)、「社会的性格の育成」(11項目)が挙げられた(文部省, 1947)。

また、この目標を同時に達成するのは難しいので、目的をいくつかに分け、全体として目的を果たすようにするための教材が選ばれた。それは、体操、遊戯、スポーツ及びダンスであった。ダンスは、思想感情の律動的な身体運動によって表現されたもので、身体運動それ自体を目的として行われるものではないが、その表現が身体運動を介して行われることから、情操を豊かにする情操教育としてのねらいとあわせて、体育運動としての効果も期待された(大谷, 1947)。

47要綱では、表2に示すように、(一)小学校低学年「約7年-9年」、(二)小学校高学年「約10年-12年」、(三)中学校「約13年-15年」、(四)高等学校(仮称)「約16年-18年」、(五)大学(仮称)「約19年-22年」の5つの年齢区分毎に内容(教材)が示され、表現・ダンスについては、種別「遊戯」の中の形式「ダンス」として位置づけられた。内容は、小学校低学年は「表現あそび」、それ以降は「表現」が示され、フォークダンスに関わる内容は欄外に「民踊その他適当なものを参考

表2 47要綱に示された教材(種別-形式-内容)

種別	形式	内容	
		低学年	高学年
体操	徒手	(略)	
	器械		
遊戯	遊戯		
	球技		
	水泳		
	ダンス	表現遊び	表現

種別	形式	内容		
		中学校	高校	大学
体操	徒手	(略)		
	器械			
スポーツ	陸上競技			
	球技			
	水泳			
	ダンス	表現	表現	表現
理論	体育理論	(略)		

ダンスでは民踊その他適当なものを参考作品として用いてもよい。

作品として用いてもよい」と記載され、「民踊」といっても外国の踊りか日本の踊りかの違いは示されなかった。

2-2 49要領(小)、51要領(中高)

49要領は、47要綱の改訂版として発行され、基本的な方針は引き継がれているが、小学校では目標が「健康で有能な身体の育成する」(8項目)ことと、「よい性格を育成し、教養を高める」(13項目)ことの2つになった(文部省、1949)。そして、教材のまとまりが「各教材群」として示され、「一、二年生」「三、四年生」「五、六年生」毎に具体的な教材が例示された。表3は各教材群をまとめたものだが、「一、二年生」「三、四年生」の教材群はほぼ同じで、「五、六年生」からそれまでの内容がまとめられたり追加されたりしている。

表現・ダンスについては、小学校体育編では「一、模倣・物語り遊び」と「二、リズム遊び・リズム運動」の2つの教材が示され、「一、二年生」「三、四年生」では「模倣・物語り遊び」と「リズム遊び」が、「五、六年生」には「リズム運動」が位置づけられた。

各教材の説明には、低中学年では模倣・物語り遊びとリズム遊びは「結合して行うことが適当」と示され、教材としては分かれているが、それらはかなり密接していた。それに対して高学年のリズム運動は「個性的表現を重んずる活動を指導する」と模倣やリズムを含めた表現全般の指導を示していた。つまり「リズム運動」は、「リズム遊び」の発展ではなく、模倣・物語り

遊びとリズム遊びを結合した、表現・ダンス全般の内容を含んだ教材として位置づけられていた。

リズム遊び・リズム運動では、低中学年ではリズムカルな動きの楽しさを味わわせたり、児童が工夫し創造する活動、お互いが協力する活動の機会を与えることが示された。高学年のリズム運動では、「個性的表現」を重んじ、身体の発達や表現力の発展に役立つ機会を豊富に与えること、既成作品による技法や動きの流れの理解、わが国や外国の民踊を通して団体活動の楽しみやよろこびを味わう、鑑賞力を養うことが示された(文部省、1949)。

模倣・物語り遊びでは、表現力を高めることも示されたが、それ以上に社会的情緒的発達や身体的動作の熟練度を高めることなど、表現以外のねらいも多く示された。この遊びの中にはかけっこやなわとびを入れることができるとされ、能力の高まりがダンスだけで

表3 49要領(小)における各教材群

1～4年生	5・6年生
模倣・物語り遊び	
リズム遊び	リズム運動
ボール遊び	ボール運動
鬼遊び	
リレー	陸上運動
器械遊び	器械運動
	徒手体操
水遊び	水泳
雪遊び(低)・スキー遊び(中)	スキー

表4 51要領(中高)に示された教材

男子		女子	
中心教材	選択教材	中心教材	選択教材
【中高共通】 バスケットボール バレーボール トライボール タッチフットボール ソフトボール・軟式野球 陸上競技 徒手体操 巧技 水泳 スキー スケート すもう 【中学校】 サッカー スピードボール・ハンドボール 【高校】 スピードボール ラグビー ハンドボール	【中高共通】 テニス ピンポン バドミントン レスリング ボクシング ハイキング キャンピング 登山 水球 ローラースケート フォークダンス 陸上競技 柔道 【中学校】 ホッケー	【中高共通】 バレーボール 女子バスケットボール 追羽根・バドミントン ハンドボール・スピードボール ソフトボール 陸上競技 徒手体操 ダンス 水泳 スキー・スケート 【中学校】 巧技	【中高共通】 テニス ピンポン ハイキング 登山 キャンピング ローラースケート 陸上競技 【中学校】 ホッケー

なく体操や球技などに発展していくことから、走・跳・投・ねじる・まげるなど様々な動作を計画的反復的に行うことが期待されていた(文部省、1949)。

中学校高校の学習指導要領は、1951年に小学校編に続いて公布され、基本的な考え方は踏襲されつつ、中学校・高校の実態に合わせた要領となっている。

中学校高校の目標は、「正常な身体発達をはかる」「知的・情緒的発達をはかる」「社会的態度を発達させる」「安全についての発達をはかる」「レクリエーションについての発達をはかる」の5つの側面から考えることが適当とされ、13の具体的項目が示された。そして、教材(運動種目)毎に上記の5つの目標達成に役立つ価値の度合いを決め、その評価に基づいて表4に示す通り、男女別に「中心教材」と「選択教材」が示された。「中心教材」とは、教材評価において総合的に価値の高いもので、事情の許すかぎり各学校共通に採用されることが望ましいもの、「選択教材」とは、個人の特長な要求に応ずるものや特殊の施設に応ずるもの、余暇活動としてよいものが分類された。中学校・高校共に女子の中心教材として「ダンス」、男子の選択教材として「フォークダンス」が示された。

表5はダンス教材の評価(10点満点)について校種・男女で整理したものである。男子と比較して、女子の点数が高く、ダンスは女子の目標達成に役立つ教材と考えられていた。

表5 ダンスの教材評価

	中学女	高校女	中学男	高校男
身体的発達	9	9	5	4
知的・情緒的発達	9	9	4	4
社会的発達	7	8	6	5
安全	5	5	3	3
レクリエーション	9	9	6	6

2-3 53要領(小)、56要領(高)

この学習指導要領は、当時全国にわたって自主的に展開されてきた体育の学習指導研究の集積、結晶として、戦後新体育(生活体育)の成果が反映される中で作成された(岩田、2004)。この指導要領では、目標と教材、指導法、及び指導場面(単元)とを直結させることに改訂の重点が置かれ、目標として、①身体の正常な発達を助け、活動力を高める(身体的目標)、②身体活動を通して民主的生活態度を育てる(社会的目標)、③各種の身体活動をレクリエーションとして正しく活用することができるようにする(生活目標)の3つが示された(岩田、2004)。

本文の後に続く「付録」の中に「I 運動の特性と指導」として各運動が示され、「V リズムや身振りの遊びとリズム運動」として、具体的内容が示された。この要領から表現・ダンスの内容が「表現」と「フォークダンス」の2本立てとして明記されるようになった。

1956年に発布された高等学校保健体育編は、53要領(小)の流れを汲むもので、体育の目標として「身体の発達」「社会的態度の育成」「豊かな生活」の3つが示された。この目標に対応して、体育で扱う運動種目

表6 53要領(小)に示された運動群

(I) 固定施設を使って遊ぶ運動と力試しの運動	
(II) 徒手体操 (III) リレー	
(IV) ボール遊び、ボール運動	
(V) リズムや身振りの遊びとリズム運動	
低学年	1 歌を伴う郷土的遊び 2 模倣と基礎リズム
中学年	1 歌を伴う郷土的遊びとフォークダンス 2 模倣と基礎リズム
高学年	1 フォークダンス 2 経験の表現と基礎リズム
(VI) 鬼遊び (VII) 水遊びと水泳 (VIII) スキー・スケート	

表7 56要領(高校)に示された運動種目

	個人的種目	集団的種目	レクリエーション種目
男子	徒手体操 巧技 陸上競技 すもう 柔道 剣道・しない競技	バレーボール バasketボール ハンドボール サッカー ラグビー	水泳 スキー スケート テニス 卓球 バドミントン ソフトボール・軟式野球 ダンス
女子	徒手体操 巧技 陸上競技	バレーボール バasketボール ハンドボール	ダンス※ 水泳 スキー スケート テニス 卓球 バドミントン ソフトボール
体育理論			

※ダンスは女子に好ましい運動種目として特別に(指導時数の)比率を示し、他のレクリエーションの種目の比率と一応区別した。

は「a 個人的種目」「b 団体的種目」「c レクリエーション的種目」の3つに分類された。これはaでは「身体の発達」、bでは「社会的態度の育成」、cでは「豊かな生活」の目標を主に達成させることが企図され、ダンスはcの「レクリエーション的種目」に分類された。これを見ると、「単に技術の向上や動きの型だけを望んだりしないようにする」「現在および将来のレクリエーション活動として活用されるようにする」とあるように、ダンスの技能を身に付けることよりは、レクリエーションとして楽しみ、将来の豊かな生活に繋げていくことを主たるねらいとしていた。

また前回の指導要領のような「中心教材」「選択教材」という分類はなくなり、男女別の「望ましい指導時間」が示され、男子はダンスを含む8種目を合わせて、15～35%だったのに対し、女子はダンスのみ各学年20%とされた。また、「上の表において女子の場合、ダンスは女子に好ましい運動種目として特別に比率を示し、他のレクリエーション的種目の比率と一応区別した。」という但し書きが付き、女子についてはレクリエーション種目とは別にダンスだけが取りあげられ、時数が設定された。それだけダンスは女子にとって必要で最適な教材と考えられていた。

2-4 58要領(小)、58要領(中)、60要領(高)

戦後の民主主義的な教育改革の一環として誕生し、教育の現場の教師が地域や学校の児童生徒にとっての適切な教育課程の編成にあたる際の「手引き」として出されたそれまでの学習指導要領の基本的性格を一変させ、「法的拘束力」を有する国家基準として教育内容における中央集権的統制が強化されたのがこの58要領であった(岩田、2004)。

体育科教育においても、それまでの新体育(生活体育)から系統学習の立場をとり、それまで強調されてきた子どもの経験や生活を重視する考え方を後退させ、「基礎的運動能力」や「運動技能」がその主要な目標として掲げられるようになった。そして、子どもの運動遊びを尊重した生活体育は背後に追いやられ、今日学校の運動領域でも低学年から運動の文化的類型で構成されるようになった(岩田、2004)。

高校の学習指導要領について、前要領では「個人的種目」「団体的種目」「レクリエーション種目」の3つの領域に分けられていたが、「個々の運動種目と内容

表8 58要領(小)に示された運動群

A 徒手体操 B 器械運動 C 陸上運動 D ボール運動 E リズム運動	
1・2年	ア 簡単な歌を伴う遊び イ 模倣遊び
3年	ア 歌を伴う遊びや簡単なフォークダンス イ 模倣遊び
4年	ア 簡単なフォークダンス イ 表現
5・6年	ア フォークダンス イ 表現
F その他の運動(すもう、なわとび、鬼遊び、水泳など)	

表9 58要領(中)、60要領(高)に示された運動群

A 徒手体操 B 器械運動 C 陸上運動 D 格技(男子のみ) E 球技 F 水泳 G ダンス(女子)	
中学校	ア フォークダンス イ 表現
高校	男子にあつては、フォークダンスのみとする。 ア フォークダンス イ 舞踊創作
H 体育に関する知識(体躯理論) 保健	

の結びつきが不明確であった」(文部省、1956)という反省から、徒手体操、器械運動、陸上運動、格技、球技、水泳、ダンス、体育理論の8領域にわけ、表8、表9に示した通り、小中学校との関連も考えて、各領域別の内容の範囲や系統を明らかにしようとした(文部省、1958)。

表現・ダンスについては、小学校では「リズム運動」、中学・高校では「ダンス(女子)」と示された。また、内容は小学校から高校にかけて一貫して「ア フォークダンス」系と「イ 表現・舞踊創作」系の2本立てとなった。また、中学高校では、49要領以降ダンスは女子に適した教材・内容と考えられ、それに対し、男子は創作舞踊は行わず、フォークダンスのみ行うという考え方が継続された。

3 表現・ダンスにおけるフォークダンスと日本の踊りの位置づけ

前項では、それぞれの学習指導要領の特徴と、教材の中の表現・ダンスの教材や内容の位置づけについて見てきた。本項では、その中に示されたフォークダン

ス教材と日本の踊りに関わる教材について分類整理する。

3-1 47要綱における日本の踊りの位置づけ

47要綱には、小学校低学年（1～3年）では「表現遊び」、小学校高学年（4～6年）、中学校、高校は「表現」と教材が示され、フォークダンス教材は具体的に示されず、欄外に「民踊その他適当なものを参考作品として用いてもよい」と記載されるに留まった。

3-2 49要領（小）、51要領（中高）におけるフォークダンスと日本の踊りの位置づけ

3-2-1 49要領（小）

49要領（小）では、フォークダンスや日本の踊りについて、「リズム遊び・リズム運動」の説明の中に次の様に記述された。

音楽や手拍子などのリズムによって導かれる楽しい活動で大筋を発達させ、リズム感覚を育て、団

体活動に参加する機会を与えて社会性の発達をはかるとともに、好ましい行動のしかたを会得させる。またこれによって情操を養い、表現の技法に対する興味を発達させ、あわせて我国や外国の民踊を理解させる。

（中略）高学年では、さらに個性的表現を重んずる活動を指導する。このため必要に応じて基本的な運動を練習させたり、経験や観察による題材の特徴を、個人的あるいは団体的に表現させるなど、身体の発達や表現力の発展に役たつような機会を豊富に与えるよう指導する。既成作品による練習では、技法の練習や動きの流れを理解させるようにする。民踊は我国の民踊のほか、外国のものからも取材して団体活動の楽しみや、よろこびを味わわせる。とくにこの時期から児童にお互いの表現を鑑賞させて、鑑賞力を養うことにも留意する。（文部省、1949、傍点は筆者）

49要領には、「我国の民踊」という表記で日本の踊りの教材が位置づけられた。

表10 49要領におけるリズム遊び・リズム運動教材

1・2年生	3・4年生	5・6年生
三、リズム遊び	四、リズム遊び	五、リズム運動
1. おうま ○ 2. 結んで開いて （童謡による手遊び） 3. すずめのおやど 4. ま・ごと 5. ちょうちょう ○ 6. たこあげ （リズムや音楽による模倣） 7. はとぼっぼ 8. でんでんむし ○ 9. 電車ごっこ （音楽による既成作品） 10. 水遊び 11. 夕やけこやけ 12. お月様 13. くつがなる 14. か・し ○ 15. 今日は、皆さん （アメリカのリズム遊び） 16. ぴよんぴよんとんで 17. 人形 ○ 18. スキップ遊び （音楽に乗ってスキップをしながらの模倣や鬼遊び）	1. 春が来た ○ 2. まりつき （リズムによる創作） ○ 3. 野ぎく （リズムによる既成作品） 4. はねつき 5. なわとび 6. たなばた様 7. おせんたく ○ 8. みんな楽しく （ドイツの民踊） ○ 9. マウンテンマーチ （ノルウェーの民踊） ○ 10. らかんさん遊び （郷土の伝承遊び） 11. たんすながもち 12. 通りゃんせ 13. ギャロップ遊び 14. 木の葉	○ 1. ぶらんこ （リズムによる既成作品） ○ 2. 波 （リズムによる創作） 3. 仲よし 4. しかられて 5. 村のカジヤ ○ 6. 麦刈り （歌曲の振り付け） 7. まきばの朝 8. 赤とんぼ 9. 機械 10. ふるさと 11. 朝日は上る 12. 佐渡おけさ 13. 盆踊り ○ 14. バージニアリール （アメリカの民踊） ○ 15. 困った小人 （デンマークの民踊） 16. スケーティン

○印は解説したものを示す
 （囲み線は筆者）

表11 51要領(中・高)に示されたフォークダンス教材

○(1) ダッチカップルダンス(オランダ)	(2) コーターワルツ(アメリカ)	(3) カレドニアン(ドイツ)
○(4) ポートランドファンシン(アメリカ)	(5) スコッチキャップ(スコットランド)	
(6) ギャザリングピースコーツ(イギリス)	(7) スクェアダンス(アメリカ)	
(8) 木曾節(長野県)	○(9) 佐渡おけさ(新潟県佐渡)	(10) 郡上おどり(岐阜県)

(囲み線は筆者)

表12 53要領におけるフォークダンス(歌を伴う郷土的遊び)の指導内容

1・2年生	3・4年生	5・6年生
歌を伴う郷土的遊び	歌を伴う郷土的遊びとフォークダンス	フォークダンス
(1) さくらさくら (2) ずいずいずっころばし (3) 夕やけこやけ ○(4) じゃんけん遊び (様々なじゃんけん遊び) (5) あわぶくたった ○(6) うしろの正面だ一れ (歌を伴う郷土的遊び) (7) びよんびよんとんで ○(8) かりにいきましょう (イギリスのリズム遊び) ○(9) 今日は、皆さん (アメリカのリズム遊び)	(1) 花いちもんめ (2) 通りゃんせ (3) たんすながもち (4) らかんさん (5) あんたがたどこさ ○(6) どこの国から (身振りによるあてっこ遊び) (7) てまりうた ○(8) きつねとがちょう (スエーデンのリズム遊び) ○(9) ロンドンブリッジ (イギリスのリズム遊び) (10) みんなで楽しく	(1) トロイカ (2) ダッチカップルダンス (3) ギャザリングピースコーツ (4) バルソビーン ○(5) バージュニアリアル (アメリカのフォークダンス) ○(6) 困った小人 (デンマークのフォークダンス) (7) 盆踊り

○印は解説したものを示す
(囲み線は筆者)

また、表10は49要領(小)に示された教材である。発達段階毎に十数個の教材名を示し、その内のいくつかは、より具体的な内容について解説している。これを見ると、特に低学年では、「模倣・物語り遊び」の内容とも重なる教材が多く含まれている。中学年になると、外国のフォークダンスと、日本の踊りではないが、郷土の伝承遊びが位置づけられている。高学年では、フォークダンスの他に「佐渡おけさ」と「盆踊り」の2つの日本の踊りが例示された。

3-2-2 51要領(中高)

51要領におけるダンスについては、「高等学校女子の場合」として教材の解説と指導上の留意点が示された。(1) 歴史、(2) 特徴、(3) 用具、(4) 方法、(5) 作品の創作、(6) フォークダンス、の項目にしたがって解説され、フォークダンスは、「ある国ある地方において、その独特の環境と、民族性の中から生まれ、長い間そこで踊られてきた民族的ダンスで、これを行わせることは、国際教育上また社会教育上あるいはレクリエーションとしての効果等から考えて、きわめてたいせつなことであり、そこに取材の意義がある」(文

部省、1951)と示された。そして、教材例として表11の通り外国の踊りが7つ、日本の踊りが3つ示され、「佐渡おけさ」についてはより詳細な解説がされた。

3-3 53要領(小)、56要領(高)におけるフォークダンスと日本の踊りの位置づけ

3-3-1 53要領(小)

53要領では「リズムや身振りの遊びとリズム運動」という運動群として示され、その中のフォークダンスの指導内容については以下の様に示された。

(1) 指導内容

一つはフォークダンス(歌を伴う郷土的遊び)で、児童が日常生活の中にもっている遊びからはじまり、主として遊び仲間や家庭での生活を楽しくするために、そのまま遊びの材料となる性質のものである。これらはだいたい定まった型をもっており、その型をおぼえることによって日常生活の遊びとして活用されるものである。(文部省、1953、傍点は筆者)

表13 56要領(高)に示されたフォークダンスの内容

基本ステップ	各国のフォークダンス
ツーステップターン	[佐渡おけさ(日本)] [木曾節(日本)] ジングルベルス(アメリカ) レッドリバーヴァレ(アメリカ)
ギャロップ	テーニッシュショ(デンマーク) スリーダンス(デンマーク) フレンチリール(デンマーク)
ショテイッシュ	サーカッションサークル(イギリス) グリーンスリーブス(イギリス)
ポルカ	ブラックフォーレストマズルカ(ドイツ) シェボガー(ハンガリー) カルベリス(リスアニア)
マズルカ	アレキサンドロスキー(ロシア) プレーキング(スウェーデン)
ワルツ	バルソビエーン(スウェーデンおよびアメリカ) ロードツリーアイルス(スコットランド) など

- (4) フォークダンスは、一般民衆の経験から自然に生れてきたものであるから、だれとでも楽しく踊れるようにするとともに、単に技術の向上や動きの型だけを望んだりしないようにする。
できるだけ多くの国々のフォークダンスを選んで学習させ、諸外国の国民性や生活に関心を深めるようにするとともに、現在および将来のレクリエーション活動として活用されるようにする。
なお、地域の実状に応じて郷土民踊を取り上げる場合は、教育的立場から選択する。
(囲み線は筆者)

53要領には、49要領の「我国の民踊」というような明確に日本の踊りを示す記述がなくなった。代わりに、地域性の高い指導内容として位置づけられたのが、低中学年の「歌を伴う郷土的遊び」である。

53要領は、戦後の模索されてきた「生活体育」の成果の集積として示され、生活から出発して生活にかえる(体育を生活化し、生活を体育的にする)生活指導・生活創造の体育を目指して、体育行事の計画・運営の学習を環に教科と教科外の体育をつなぐ総合型カリキュラムが構想された(久保、2010)。子どもたちが日常生活でよく行っている遊びを取りあげて、その型をしっかり覚えることで、再び生活の中で活用されるというサイクルは、当時構想された「生活単元学習」のカリキュラムに非常に合致した指導内容だった。

表12は、53要領(小)に示された指導内容である。これを見ると、子どもたちに馴染みのある歌遊びや伝承遊びが多く取り入れられている。日本の踊りに着目すると、前回の49要領で唯一地域名で示された「佐渡おけさ」はなくなり、抽象的な「盆踊り」のみとなった。

3-3-2 56要領(高)

56要領(高)では、ダンスは「レクリエーション的種目」に位置づけられた。フォークダンスについては表13のように示され、日本の踊りは前回の教材例から「郡上踊り」がなくなり、「郷土民踊を取り上げる場合は、教育的立場から選択する」という留意点が示された。

3-4 58要領(小)、58要領(中)、60要領(高)におけるフォークダンスと日本の踊りの位置づけ

3-4-1 58要領(小)

58要領では、内容の中に「リズム運動」として示され、低中学年では「簡単な歌を伴う遊び」が位置づけられた。表14にはその内容をまとめたが、(ア)には題材(全体的構成からみて、その難易の程度が学年の発達段階に必ずしもあてはまらないように考えて配当したもの)、(イ)には技能(踊り方の隊形とステップその他の動作)が示された(文部省、1960)。58要領の特徴は「(基礎的)運動能力」という概念が導入され、「基礎的運動能力」や「運動技能」がその主要な目標として掲げられるようになった(久保、2010)。

日本の踊りについては、53要領と同様、地域名のつく踊りは示されず、「郷土の民踊」という一括りで示されるに留まった。しかし、この要領を受けて2年後の1960年に刊行された「小学校体育指導書」には、「郷土の民踊」の例として「佐渡おけさ(さしおどり)」が簡単な図入りで取りあげられた(文部省、1960)。また、「郷土に適切な民踊のない場合は他の地方の民踊を取り上げたり、親しんでいる歌を使って民踊的に作らせてもよい」という記述が加わった。

3-4-2 58要領(中)、60要領(高)

58要領(中)及び60要領(高)は、58要領(小)とほぼ同じ考え方で作成された。

60要領(高)の解説には、フォークダンスの選択について「a 民俗的な特性の豊かな各国の踊りを選ぶ」

表14 58要領におけるフォークダンス(簡単な歌を伴う遊び)の指導内容

1・2年生	3・4年生	5・6年生
ア 簡単な歌を伴う遊び	3年 ア 簡単な歌を伴う遊びや フォークダンス 4年 ア 簡単なフォークダンス	ア フォークダンス
1年 (ア) タヤけこやけ、かごめかごめ、あ わぶくたつた、おしくらまんじゅう (イ) 自由隊形や1重円で、スキップ、 ランニング、ウォーキング 2年 (ア) 花いちもんめ、かりにいきましょ う、のぞきっこ、ぴよんぴよんとん で (イ) 2重円や対列で、スキップ、ラン ニング、ウォーキング	3年 (ア) らかんさん、パウパウパッチ、ロ ンドンプリッジ、グスタフスコール (イ) 1重円・2列縦隊・方形でスキッ プ、ランニング、ウォーキングをす る 4年 (ア) エースオブダイヤモンド、きつね とがちょう、あんたがたどこさ (イ) 1重円・2重円・1列縦隊で、ツ ーステップ、ポルカステップ、ホップ、 バランスなど	5年 (ア) みんなで楽しく、アメリカンプロ ムナード (イ) 2重円・対列・放射形で、スキッ プ、ギャロップ、ウォーキング、ミ クサー 相手と調子を合わせて踊る。 6年 (ア) 郷土の民踊 、トロイカ、バージ ニアリール (イ) 方射形・対列・1重円でス キップ、ランニング、ウォーキ ング、ギャロップ、スタンブ、 日本民踊の手ぶり・足どり など をする。 それぞれの国の踊りの特徴にふさ わしく踊る。

(囲み線は筆者)

表15 58要領(中)と60要領(高)に示されたフォークダンスの内容

	中学校	高校
1年生	(ア) ナポレオン、オクラホマミクサー、さくら踊りなどをする。 (イ) 1重円や2重円でツーウステップ、ヒールエンドトウポルカ、ミクサー、 日本民踊の手ぶり・足どり などをする。 (ウ) それぞれの国の踊りの特徴を知って踊れるようにする。	(1) 各国の異なった型のフォークダ ンス(民踊)を選び、風土的(民俗 的)特性を知って、それにふさわ しく踊る。 (2) それぞれの民踊に応じ、ステッ プや動作を相手に合わせてリズム カルにできるようにする。
2年生	(ア) ドードレブスカポルカ、トトゥール、若きつどいなどをする。 (イ) 1重円や2重円または自由に、ウォーキング、ポルカ、ツーステップターン、 グランドチェーン、 日本民踊の手ぶり・足どり などをする。 (ウ) それぞれの国の踊りの特徴を知って踊れるようにする。	
3年生	(ア) オスロワルツ、ネリーブライ、郷土民踊などをする。 (イ) 1重円・2重円・方形で、ワルツターン、ステップターン、スライド、スイング、 日本民踊の手ぶり・足どり などをする。 (ウ) それぞれの国の踊りの特徴を知って踊れるようにする。	

(囲み線は筆者)

「b できるだけ異なった踊り方の踊りを選ぶ」「c 親しめる伴奏音楽をもつものを選ぶ」と選択の際の観点を示した。この中に「民俗的」という言葉が初めて使われた。風土の違いによる特徴を捉えて、その違いを意識して踊ることもねらいとされている。日本の踊りについては「佐渡おけさなど各地の郷土民踊」と示されるに留まった。

4 考察

戦前のファシズムと決別し、平和的・民主的な文

化国家の建設を目指して再出発した戦後の学校体育では、その目的を果たすための教材として体操、遊戯、スポーツ及びダンスが選ばれた。47要綱において、特にダンスは、思想感情の律動的な身体運動によって情操を豊かにする情操教育としてのねらいと体育運動としての効果も期待された。

また、要綱そのものにはフォークダンスの記述はほとんど見られないが、同年に発行された「学校体育指導要綱解説」には、次の様な解説が記されている。

表現には、學徒の個性を十分に活かすように、指

導されなければならない。もちろんその過程において、模倣し、あるいは、既製作品を鑑賞することなどが必要であらうが、何れにしてもその最後の到達点は、自由表現にまで導くことにあるわけである。

なお、その間に学徒の生活を豊かにするためや、あるいは、将来レクリエーションとして長く楽しませるといような意圖のもとに、内外の民踊中から、適当な材料を選んで、これを実践させることもまた必要である。ただこの際注意を要することは、わが国の民踊中には、歌詞の低調なものが多いから、この点を考慮して、できるだけ調子の高い歌詞のものを選び、若しくは新たにづくつて、用いる必要があらう。(大谷、1947、傍点は筆者)

この記述から、ダンスの主たる目標は「自由表現」に導くことであり、フォークダンスはその学習の合間で行ったり、将来レクリエーションとして長く楽しんだりするために、副次的な目標として位置づけられていることがわかる。

また、「わが国の民踊」には「歌詞の低調なものが多い」と述べている。「低調なもの」というのは「程度が低い」、つまり「低俗なもの」と読み取れることから、この説明は「わが国の民踊の中には歌詞が低俗なものが多いから、できるだけ高尚な歌詞のものを選ぶか、新たに創作して用いる必要があるだろう」と読み取れる。

このことから、当時の日本の民踊に対しては、特に歌詞が「低俗なもの」であるから、学校教育にそのまま取り入れることは相応しくないという見方をされていたことがわかる。そして、47要綱のダンスの説明には欄外に「民踊その他適当なものを参考作品として用いてもよい」(文部省、1947)という記述があるが、この「適当なもの」とは、できるだけ「歌詞が高尚なもの」、または「新たに創作したもの」と捉えることができる。

49要領(小)は、47要綱の改訂版として発行され、「模倣・物語り遊び」と「リズム遊び・リズム運動」の教材群を通して「個性的表現」を主たるねらいとしつつ、「社会的情緒の発達」や「身体的動作の発達」などの様々なねらいの達成が期待された。フォークダンスは「リズム遊び・リズム運動」に位置づけられ、高学年には「佐渡おけさ」と「盆踊り」が例示され、ようやく2つ

の日本の踊りについての教材が示された。しかし、低学年から高学年にかけて示されたリズム遊び・リズム運動の教材が全部で48、模倣・物語り遊びの教材を合わせて78のうち、日本の踊りについての教材は2つしか示されていないことを考えると、日本の踊りの教材価値はあまり認められていなかったと考えられる。

51要領(中高)では「ダンス」の中にフォークダンスが位置づけられ、「国際教育上また社会教育上あるいはレクリエーションとしての効果等から考えて、きわめてたいせつ」(文部省、1951)という見方が示され、「佐渡おけさ」「木曾節」「郡上踊り」の3つの日本の踊りが例示された。47要綱と比較すれば、日本の踊りに対する教材としての評価は高まったが、「表現」「舞踊創作」を含めた表現・ダンス全体から見ると、小学校同様教材に対する評価はまだまだ低かった。前回の47要綱解説では、日本の踊りの歌詞の「低俗性」が指摘されたが、そのような教材に対する見方が、49要領の中にもあったのかもしれない。

53要領(小)と56要領(高)は、戦後自主的に展開された新体育(生活体育)の成果の集積・結晶として作られ、この要領から表現・ダンスの内容が「表現」と「フォークダンス」の2本立てとして明記されるようになった。また、小学校のフォークダンス(歌を伴う郷土的遊び)は、当時構想された、生活から出発して生活にかえる(体育を生活化し、生活を体育的にする)体育行事の計画・運営の学習を環に教科と教科外の体育をつなぐ総合型カリキュラムとしての「生活単元学習」に非常に合致した指導内容だったと考えられる。

56要領(高)では、ダンスは「レクリエーション的種目」に位置づけられ、フォークダンスは、ダンスの技能を身に付けること以上に、レクリエーションとして楽しみに、将来の豊かな生活に繋げていくことが主たるねらいとされた。しかし、日本の踊りの位置づけについては、小学校、高校ともに例示が減るなど後退し、高校では「郷土民踊を取り上げる場合は、教育的立場から選択する」という記述が追加され、やや制限のある取扱となった。

58要領(小中)60要領(高)は、それまでの学習指導要領の基本的性格を一変させ、「法的拘束力」を有する国家基準として教育内容における中央集権的統制が強化され、体育では子どもの運動遊びを尊重した生活体育は背後に追いやられ、「基礎的運動能力」や「運動技

能]がその主要な目標として掲げられるようになった。

日本の踊りについては、小学校については1960年に刊行された「小学校体育指導書」に、「郷土の民踊」の例として「佐渡おけさ(さしおどり)」が簡単な図入りで取りあげられ、「郷土に適当な民踊のない場合は他の地方の民踊を取り上げたり、親しんでいる歌を使って民踊的に作らせてもよい」(文部省、1960)という記述も追加され、若干ではあるが日本の踊りの位置づけが前進してきているように感じられる。しかし、この指導書は、各領域別のねらいや内容がかなり詳細に示されていて、「リズム運動」については71ページが割かれている。そのうちフォークダンスに割かれたページは約21ページで、さらに佐渡おけさのページはわずか1ページであった。

60要領(高)の取扱の留意点の中に次の様な解説がある。

ウ フォークダンスと舞踊創作の指導字数の割合は、画一的に決めることは困難であり、各学校の実状に応じて適宜配分するように示されている。しかし、舞踊創作はその内容からみて、フォークダンスより多くの指導字数を配分するように考慮しなければならない。(文部省、1960)

ここから読み取れるのは、舞踊創作の優位性である。やはり、ダンスの中の位置づけとして、舞踊創作がメインであり、フォークダンスはサブ的な内容として位置づけられていたと思われる。さらにその中の日本の踊りについての位置づけは、各校種ともわずかであり、中森が指摘した「日本の舞踊はフォークダンスの片隅に、『郷土の舞踊』として申し訳程度に記述されたにすぎなかった」(中森、1990)という表現は的を射ていたと捉えることができる。

5 おわりに

本稿では、戦後から1960年までに発行・告示された学習指導要領に示された日本の踊りについての検討し、その変遷を明らかにした。日本の踊りの位置づけは時代とともに拡大はしてきているものの、他の内容や教材と比較すれば取扱いがまだまだ小さかったと言わざるをえない。

しかし、実際の現場レベルではどうだったのであるか。戦後から現在にかけて、学校体育の中でフォークダンスや日本の踊りが取り上げられたのは、運動会や学会・学習発表会といった「学校行事」の場ではなかっただろうか。本稿では、体育の授業における取扱を中心に考察を行ったため、学校行事を含めた実際の現場の姿は描ききれてはいない。日本の踊りについての学校現場での取扱を教育実践の側面から明らかにすることを、今後の課題とする。

文献

- 岩田靖(2004) 学習指導要領の変遷。体育科教育、52(2)：160-167。
- 久保健(2010) 体育科教育法講義・資料集。創文企画。
- 中森孜郎(1990) 日本の子どもに日本のおどりを。大修館書店。
- 松本千代栄・香山知子(1981) 明治期の舞踏的遊戯—その精神と技術の様相—。松本千代栄撰集第2期研究編3舞踊教育史・比較舞踏学領域：60-70。明示図書。
- 松本千代栄・安村清美(1983) 大正・昭和前期の舞踊教育—「遊戯」から「ダンス」へ—。松本千代栄撰集第2期研究編3舞踊教育史・比較舞踏学領域：71-92。明示図書。
- 松本千代栄(1992) ダンス教育の史的概観。ダンスの教育学1：52-69。日本教育書籍。
- 文部省(1947) 学校体育指導要綱。大日本図書。
- 文部省(1949) 学習指導要領小学校体育編(試案)。大日本図書。
- 文部省(1951) 中学校・高等学校学習指導要領保健体育科体育編(試案)。大日本雄弁会講談社。
- 文部省(1953) 小学校宅衆指導要領体育科編(試案)。明示図書。
- 文部省(1956) 高等学校学習指導要領保健体育科編。教育図書。
- 文部省(1958) 小学校学習指導要領。大蔵省印刷局。
- 文部省(1958) 中学校学習指導要領。大蔵省印刷局。
- 文部省(1960) 高等学校学習指導要領。大蔵省印刷局。
- 大谷武一(1947) 学校体育指導要綱解説総説編。目黒書店。
- 進藤貴美子(1994) 民俗舞踊を学ぶ意味。たのしい体育・スポーツ、13(4)：18-21。創文企画。
- 園田洋一(2015) 民舞に恋して—民俗舞踊を子どもたちに—。新日本出版社。

(令和2年9月30日受理)